

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

現在の変化の早いグローバルな経済環境において当社の競争力を強化し、長期的に企業価値を高めるためには、経営に関わる意思決定と業務執行を明確化することで経営の意思決定の迅速化を図ることが重要と考えております。当社経営管理組織の一層の強化のため、定款により、取締役の数を10名以内、任期を1年内として経営環境の変化への対応をより迅速に行なうとともに事業年度毎の経営評価を明確にしております。コーポレート・ガバナンスの整備につきましては、原則毎月開催し、また、経営の意思決定に基づく業務執行の迅速化および活性化を目的とした執行役員会も毎月開催しております。監査機能の強化を図るために取締役会に監査役全員が出席して意見の表明を行なうとともに、取締役の日常的活動の監査と会計監査人からの報告の收受などの監査業務を行っております。国内の連結子会社に対しては、当社の経営方針の周知徹底を図るとともに子会社からの重要事項に関する報告を適宜收受しております。海外の連結子会社においては、国内子会社への対応内容に加え、その経営管理機構を当該国の諸法規に合致させる指導をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JFEスチール株式会社	4,337,282	4.61
株式会社ヨシムラホールディングス	4,000,000	4.26
株式会社三井住友銀行	3,900,310	4.15
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,886,134	4.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,031,600	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・JFEスチール株式会社退職給付信託口)	3,003,000	3.19
吉村 精仁	2,696,400	2.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,195,900	2.34
新日鐵住金株式会社	2,000,500	2.13
CBHK-CHINA STEEL CORPORATION	2,000,000	2.13

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
中野 健二郎	他の会社の出身者								△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 健二郎	○	京阪神ビルディング株式会社 代表取締役社長 レンゴー株式会社 社外取締役	中野健二郎氏は、株式会社三井住友銀行および京阪神ビルディング株式会社での会社経営において培われた豊富なキャリアと高い見識を当社取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献いただけると判断しており、当社の社外取締役として適任であります。 株式会社三井住友銀行は当社の取引先ではありますが、当社グループ全体での同行からの借入金の当社連結総資産に対する比率は約2.4%、同行の当社に対する議決権比率は4.6%であり当社の主要株主に該当しておらず、複数の金融機関と取引を行っている当社の意思決定に影響を及ぼす規模ではありません。また、中野健二郎氏は、同行を平成22年6月に退任されております。したがって、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、監査役及び会計監査人と相互に連携して、監査を効率的に実施するとともに、監査情報の交換をするために、随時監査役または会計監査人と連絡調整を行っております。また、監査役は、中間および期末決算時に、当社の会計監査人である有限責任 ずさ監査法人と定期的に会合を設定しているほか、必要に応じて財務・経理上の問題に関して同法人と適宜打合せを行っております。なお、監査役より補助すべき使用人の設置が要求された場合には、内部監査室所属員に職務の補助を委任することとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
奥村 萬壽雄	その他														
松尾 園子	弁護士														
矢野 龍彦	公認会計士										△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥村 萬壽雄	○	公益財団法人日本道路交通情報センター理事 株式会社テレビ朝日ホールディングス 社外監査役 シャープ株式会社 社外監査役	長年警察等政府関連の職務に携わり、その経歴を通じて培われた豊富なキャリアと高い見識を当社の監査機能の強化に活かしていただくと判断しており、当社の社外監査役として適任であります。 奥村萬壽雄氏は、独立性の基準への該当がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定しております。

松尾 園子	○	松尾・岡本法律事務所 代表	<p>弁護士として法的な専門知識と豊富な経験を有し、当社の監査機能の強化に活かしていただけると判断しており、当社の社外監査役として適任であります。</p> <p>松尾園子氏は、独立性の基準への該当がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定しております。</p>
矢野 龍彦	○	矢野公認会計士事務所 代表	<p>有限責任あずさ監査法人の専務理事としての経営に関する高い見識や海外勤務での豊富な経験、公認会計士として会計専門知識と豊富な経験を、当社の監査機能の強化に活かしていただけると判断しており、当社の社外監査役として適任であります。</p> <p>有限責任あずさ監査法人は当社の監査法人ですが、当社グループ全体での同監査法人への報酬額は、同監査法人の規模に比して少額であります。また、矢野龍彦氏は、同監査法人を平成22年8月に退任されております。したがって、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度の撤廃に代わる制度として導入

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明 更新

対象者4名

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬および賞与総額200百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、月例の固定報酬である「基本報酬」と、毎年の業績に応じて支給される「賞与」および、「ストック・オプション(株式報酬)」から成り立っております。報酬総額は定時株主総会で承認を得ており、取締役については2億5千万円以内、監査役については3千5百万円以内となっております。

基本報酬については、地位及び担当等を考慮の上で決定しており、賞与については、当社の業績を賞与に反映させるための算式を内規で定めており、この算式によって算出される金額を参考にして決定しております。

ストック・オプションにつきましては、当社の株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、業績向上への意欲や士気を高めることを目的としており、支給額については、内規に基づいて決定しております。

なお、役員退職慰労金制度については、平成17年6月29日開催の定時株主総会の日をもって廃止しております。また、社外取締役と監査役(社

内監査役を含む)には、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬である基本報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査室を社外監査役のサポート部署とし、同室員が必要に応じ業務補助を行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(現状のガバナンス体制について)

当社は、原則毎月開催の経営の意思決定を行う取締役会に加え、経営の意思決定に基づく業務執行の迅速化・活性化を目的とした執行役員制度を導入し、執行役員会も毎月開催しております。

社外取締役は、取締役会において、会計監査、監査役監査及び内部統制監査の結果について報告を受け、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役は取締役会に出席し意見表明を行なうと共に、取締役の日常的活動の監査と会計監査人からの報告の收受などの監査業務を行なっております。また、監査役4名の内、3名を社外監査役とし、社外監査役の専門分野である法律、財務等の観点から事業経営の監査や意見表明を行なうことにより経営の透明度をより高めております。

内部監査につきましては、代表取締役会長兼CEO及び代表取締役社長兼COO直属の内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき、業務監査および内部統制監査を実施しております。また、監査役及び会計監査人と相互に連携して、監査を効率的に実施するとともに、監査情報の交換をするため、随時監査役または会計監査人と連絡調整を行っております。

会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を起用し、同法人の指定有限責任社員 業務執行社員 原田 大輔氏の他、指定有限責任社員 業務執行社員 西野 勇人氏および指定有限責任社員 業務執行社員 公江 祐輔氏ならびに同法人の複数の監査業務補助者により監査が実施されております。

取締役、監査役の報酬総額は定時株主総会で承認を得ており、現在、取締役については2億5千万円以内、監査役については3千5百万円以内となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、取締役5名で構成されております。また、当社は委員会等の設置会社には移行せず、従来よりの監査役設置制度を引き続き採用しております。

当社では社外取締役1名を選任し、監査役4名のうち社外監査役を3名として経営の監査体制を強化しております。また、社外監査役を含む監査役は毎月開催される取締役会・監査役会に、常勤監査役は毎月開催される執行役員会に出席するなどにより、会社経営全般の状況を把握しており、監査役の監視・監督等を通じて、経営の監査機能の面では十分に機能しているものと考えております。

なお、当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、ならびに、累積投票によらない旨を定款に定めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年は6月25日に開催いたしました。
その他	招集通知の発送日より前の5月29日に招集通知のPDFファイルを東京証券取引所と当社のウェブサイトに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	大手証券会社制作の個人投資家向けの優待本に参加し、周知度を向上させている。平成26年10月21日に東京工場で第7回株主工場見学会を実施。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回の決算発表後に定期的に説明会(ラージ・ミーティング)を実施。また、個別説明会(スモール・ミーティング)も適宜実施。更に、定期的に工場見学会を開催し正確かつ可能な限りの必要情報を提供している。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、適時開示資料、ニュースリリースなどを掲載しております。英語サイトにはアニュアルレポート(英語)を掲載しております。	
その他	海外投資家向けに英文アニュアル・レポートを作成。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001:2004に認証を全鋼管製造工場および鋼板加工工場で取得しており、環境問題を念頭に置き、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減および適正管理(分別)、排水処理・騒音対策などの方策を実施している。
その他	当社への理解を深めてもらうために工場見学会等を実施している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針に基づき、当社グループの内部統制の管理・点検を行う部署として内部監査室を設置し、次の通り取り組んでまいりました。

- ・コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を設置し、法令・定款の遵守を最優先課題として当社グループ全体をモニタリングし、コンプライアンスマニュアル、企業倫理ハンドブックの作成、及びその実行に努めております。また、制度として、当社グループの全社員及び当社グループ事業に従事する他事業者から、法令・定款に違反する恐れのある事項を、直接通報するコンプライアンス相談窓口を設置しております。
 - ・リスク管理につきましては、組織としてリスク管理委員会を設置し、規程としてリスク管理規程を定め、当社グループとしてのリスクに対応しております。
 - ・他に、当社グループ内の業務執行状況の監査も含めたこれらの内部統制システムの整備・運用状況の点検を行っております。
- なお、内部監査室は、提出日現在において3名で構成されております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除について)

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「企業行動基準」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め、反社会勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループの企業倫理確立のため、「企業行動規範」を定め、この普遍的な考え方を日常の事業活動の中で実現する為に「企業行動基準」を策定しております。あわせて反社会勢力排除に向けた対応組織として、社長直轄のコンプライアンス委員会を設置しており、各部署にコンプライアンス責任者を任命しております。

- ・反社会勢力による不当要求が発生した場合、コンプライアンス委員会に連絡・相談を行うこととし、これを受けたコンプライアンス委員会では、反社会勢力排除への取組みを助言・指導・支援しております。また、必要に応じて蓄積した情報を外部の専門機関(警察や大阪府企業防衛連合協議会等)に提供し、助言を得るなど、緊密な連携関係を構築しております。
- ・反社会勢力と一切の関係を遮断するため、当社グループではコンプライアンス委員会に反社会勢力に関する情報を集約し、外部の専門機関からの情報の利用等により、常に注意を払う取組みを行っております。
- ・大阪府企業防衛連合協議会、西区の企業防衛協議会等が行う会合等に参加し、反社会勢力の排除に取り組んでおります。
- ・当社グループでは、反社会勢力の排除をコンプライアンス上の重要事項と位置づけ、コンプライアンス研修を実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

事前警告型防衛策を導入。議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為をなす者に対し、その目的、資金の裏付けや買収後の経営方針などの情報開示を求めるルールを策定し、買収者がルールを守らない場合には新株予約権の発行などで対抗する。買収者が開示した情報は取締役会が60日(対価を現金とする場合)または90日(その他の場合)をかけて内容を評価すると共に社外監査役1名、弁護士2名よりなる独立委員会の勧告を最大限尊重して買収条件の改善や代替案の提示などの意見表明を行う。また、ルールの有効期間は平成25年6月から3年間とし、期間中であっても取締役会が必要と認めた場合は廃止することが出来る。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

当社は投資家に適時適切な会社情報の開示を行なうことを基本姿勢としており、以下の社内体制を構築しております。また、開示の内容や方法に関しましては、証券取引所のガイドラインおよび社内規定(取締役会規則、内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規則等)等に従っております。

決算情報(期末、四半期および業績予想の修正等)については、経理部長が代表取締役に報告した上で、取締役会の承認決議を得た後、速やかに証券取引所等に開示する。また、有価証券報告書および四半期報告書等については、経理部長が代表取締役に報告した上で、当社の監査法人の承認を得た後、監督官庁に提出する。

決定事実(自己株式の取得、配当の増減、固定資産の譲渡又は取得等)については、総務部長が代表取締役に報告した上で、取締役会の承認決議を得た後、証券取引所等に適時開示する。発生事実(災害発生等)については、全ての報告は、関係部署の責任者より総務部長に対して行なわれ、総務部長は、代表取締役、取締役および監査役に報告し、代表取締役の承認を得た後、適時開示の判断基準に基づいて適時開示の可否を判定し、外部公表を行なう。

なお、原則毎月開催される取締役会には、総務部長が同席し取締役会決議の内容を確認しております。また、適時開示された情報は、記者クラブへの投函や当社ホームページへの掲載を速やかに行なうと共に各部署の責任者を通じて従業員に対しても開示することにより、経営の透明化を図っております。

